

学校施設の水害対策の基本的な考え方についてとりまとめた中間報告を公表しました。本中間報告を参考としつつ学校施設の水害対策に取り組むようお願いします。

4 文科施第 139 号
令和 4 年 6 月 14 日

各 都 道 府 県 知 事

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

殿

附属学校を置く各國公立大学法人の長

構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の

認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

下 間 康 行

(公 印 省 略)

「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開に資する鞄やかな学校施設を目指して～」中間報告について（通知）

近年の激甚化、頻発化する豪雨等により、学校施設においても大きな被害が発生しています。このため、文部科学省では、令和 3 年 12 月から「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：中埜良昭 東京大学生産技術研究所教授）を開催し、今後の学校施設の水害対策の基本的な考え方について検討を行い、このたび、これまでの検討内容を中間報告として取りまとめました（別添）。

本中間報告では、①緊急時の児童生徒や教職員等の安全確保、被災後の学校教育活動の早期再開など水害に対して学校施設が担う役割、②想定される浸水の程度や発生頻度等の水害リスクを踏まえた水害対策の実施、③治水担当部局や防災担当部局等の関係部局との連携体制の構築等の学校施設の水害対策の基本的な視点とともに、想定される浸水の程度や発生頻度等を踏まえた域内の学校施設の水害対策の方向性や優先度、個々の学校施設の対策内容の検討等の水害対策の検討の枠組みを提言しています。

各学校設置者においては、本中間報告を参考としつつ、関係部局からの協力を得ながら、学校施設の水害対策に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、整備に際しては、老朽化対策などの整備と合わせて実施することも視野に入れ、検討をいただくようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県においては所管の学校法人等に対して、各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会等に対して、附属学校を置く各國公立大学法人においては所

管の附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては所管の学校設置会社に対して、周知するようお願いします。

なお、今後、本中間報告の提言内容を踏まえ、具体的な対策の手順等を示した手引きの策定を予定しています。また、学校施設の水害対策に取り組むに当たり、教育委員会と、治水担当部局、防災部局等との連携の強化を要請する事務連絡を、内閣府（防災担当）及び国土交通省との連名で発することを予定しています。

（別添資料）

「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて」中間報告（概要）

※中間報告本文については、下記HPに掲載しています。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext_00001.html



（QRコード）

（本件担当）

大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付

田中、亀井、藤里

電話：03-5253-4111（内線2239）

メール：bousai@mext.go.jp

水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて [中間報告] (概要)

別添

～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開に資する韌やかな学校施設を目指して～



現状

- 近年の水害による学校施設の被害
 - ・近年、豪雨等の水害により、校舎や屋内運動場等への浸水等の被害が発生（平成30年7月豪雨 物的被害667校など）
 - ・学校教育活動の早期再開にも支障（1, 2か月休校した学校も発生）



平成30年7月豪雨の被害

令和2年7月豪雨の被害

学校施設の水害対策の基本的な視点

- 流域治水等に対して学校施設が担う役割（発災時に、**学校施設として第一に果たすべき役割**）

・**緊急時の幼児児童生徒等の安全確保**

・**学校教育活動の早期再開**

(公共施設の一つとしての**地域防災上の役割**)

・地域の避難所や避難場所としての機能

・流域治水の取組への参加（雨水貯留機能の向上等）

- 水害リスクを踏まえた対策の実施

・想定最大規模（1,000年に1度程度の割合で発生する降雨）の浸水想定だけではなく、**より発生確率の高い浸水想定にも着目**して対策を検討

・**発生確率ごとの浸水想定**に対して、**事前避難等によるソフト面と施設整備によるハード面の両面から水害対策を検討・実施**

- 学校設置者と治水担当部局や防災担当部局等の連携体制の構築

・**専門的な知見が求められるハザード情報の把握や、河川整備・まちづくりの方向性の把握に当たって、担当部局と連携**

- 学校施設における土砂災害防止対策の実施

・土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備

・特定開発行為の許可や建築基準法への適合（新築・改築・改修時）

- 国の水害対策と学校施設の防災に係る取組

・流域治水への転換（令和3年5月流域治水関連法制定）

⇒流域にかかるあらゆる関係者により治水対策に取り組むことが必要

・学校施設の水害対策の状況
⇒全国の公立学校の約20%が浸水想定区域に立地※
うち学校施設内や受変電設備への浸水対策済みの学校が約15%

※浸水想定区域に立地し要配慮者利用施設として位置づけられた学校

域内のハザード情報の把握

- 収集が必要なハザード情報

・**治水担当部局等に協力を要請し、浸水想定区域図等から想定浸水深、発生確率、浸水継続時間等の情報を整理**

域内の水害対策の取組の方向性や優先度の検討

- 学校施設の脆弱性の確認

・**人的被害**（要配慮者の有無、避難経路・スペースの確保状況等）
・**社会的損失**（教育活動の長期中断、避難所機能の喪失等）
・**経済的損失**（復旧に掛かる負担等）

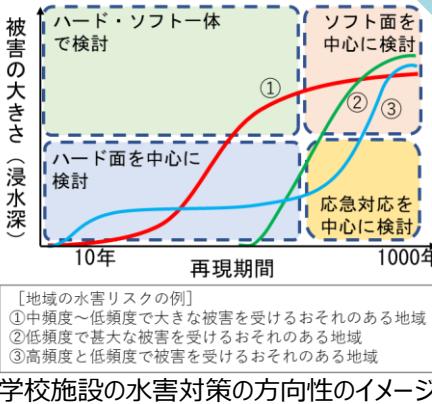
○水害対策の方向性

・**浸水の頻度・浸水深の二軸からソフト・ハード**

それぞれで対応する範囲を見定めて、対策を検討

○水害対策の優先度

・**施設の脆弱性の観点を考慮した上で、浸水の発生確率を踏まえながら、優先順位を検討**



流域内の雨水貯留機能の向上に資する取組の検討

○治水担当部局による雨水貯留浸透施設等の設置への協力

国による推進方策

- 関係省庁との連携による水害対策の推進（通知の発出）
- 水害対策推進に係る財政的な支援
- 災害復旧事業の運用改善 など

⇒最終報告（R5.3目途）において、中間報告を踏まえ、具体事例を取り上げながら、**対策の手順等を示した手引きを策定**